

入札及び契約心得

北海道補給処調達会計部

目 次

まえがき		1
第1章	資格の審査	1
第2章	公募手続	3
第3章	公告及び競争入札等	3
第4章	契約の締結等	6
第5章	契約の履行	6
第6章	支 払	7
第7章	苦情処理等	7

まえがき

北海道補給処(以下「北処」という。)の入札、見積合わせ等契約に参加される方は、国の契約事務処理に関して法令等によって細部が定められていますので、法令等についてある程度のご理解をもっていただかないと、手続きに手違いを生じたり不測の損害を受けることにもなりかねません。このようなことがないように基本的事項を記述したのがこの心得です。したがって、入札・見積合わせ等、契約に参加される方は、ここに記述されている事項はすべて承諾のうえ参加されるものとして取り扱いますので誤りのないように注意してください。

第1章 資格の審査

1 契約の相手方となる資格

(1) 物品の製造・物品の販売・役務の提供等・物品の買受け

契約の相手方となるためには、まず「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(物品製造等)」により競争参加資格の申請をして下さい。北処はこれを受理し総務省統一資格審査事務処理センターに送付し、資格審査が行われます。

(2) 工事種別

契約の相手方となるためには、まず「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)」により競争参加資格の申請を本店所在地を管轄する防衛局又は防衛支局に提出して、資格審査が行われます。

2 申請書の提出

(1) 物品の製造・物品の販売・役務の提供等・物品の買受け

前項の申請は、公示される受付期間内に「一般競争(指名競争)資格申請書(物品製造等)」を調達会計部契約課審査班に提出して下さい。ただし、受付期間外であっても申請書を受理しますが、この場合は、入札に間に合わないことがあります。また、「統一資格審査申請受付サイト」

URL：<https://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html> からインターネットによる申請も行なえます。

(2) 工事種別

前項の申請は、公示される受付期間内に「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)」により競争参加資格の申請を本店所在地を管轄する防衛局又は防衛支局に提出して下さい。

3 有資格者名簿への記載及び資格審査の結果の通知

資格審査の結果、有資格者と認められた申請者は、有資格者名簿に記載されるとともに資格審査の結果が「資格審査結果通知書」により通知(申請書に記載された住所へ代表者あて郵送等)されます。

4 資格の有効期間

資格の有効期間は資格決定通知書に記載された期限です。特別の理由により資格の決定が遅れた場合においては、直前の定期審査以降に資格を得た者で引き続き次期の定期審査に係る「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（物品製造等）」を提出した競争参加申請者については、前号に規定する有効期限終了後も新たな資格の決定が行われるまでは当該資格は有効とします。

5 変更

有資格者の通知を受けたのち、申請書の記載内容に変更があったときは、その都度速やかに「競争参加資格審査申請書変更届」を提出して下さい。

6 暴力団排除に関する誓約事項について

(1) 契約の相手方となる者は「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙第1）の内容を承諾するとともに、入札書又は見積書の提出をもって当該誓約事項のとおり誓約したものとします。

(2) 誓約を拒否する者は入札に参加することができず、又、随意契約の相手方にもなれません。

7 資格の取消し等

資格の有効期間であっても次のような方は資格を取消されることがありますので充分注意して下さい。

(1) 有資格者名簿に記載された方が次のいずれかに該当すると認められた場合にはその資格が取り消されます。

ア 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

ウ 組合を直接又は間接に構成する組合員及び事業者であって、組合が受注を希望する品目に係る事業と同一の事業を行っている者

(2) 有資格者名簿に記載された者が次の各号に該当し、有資格者とするのが適当でないと認められた場合にはその資格を取り消すことがあります。

ア 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を受けるために連合した者

ウ 落札者が契約を結ぶこと、又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 検査、監督又は原価調査等の職務執行に際しこれを妨げた者

オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(3) 前各号の1に該当する事実があつて、資格を取り消されてから2年を経過しない者を契約に際し、代理人、使用人としている者

(4) 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する公共調達から排除するよう要請があり、当該状態が継続している者

8 その他

有資格者登録申請についての問い合わせの窓口は、調達会計部契約課審査班です。

第2章 公募手続

- 9 公募手続とは、装備品等の調達要求に先立ち、調達予定品目の契約希望業者を公示して募り、審査して契約履行可能業者を登録することです。
- 10 必要な資格要件等
 - (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者
 - (2) 内閣府所管競争参加者資格(全省庁統一資格)により競争参加資格を有する者
 - (3) 防衛省から取引停止等の措置を受けている期間中の者でないこと
 - (4) その他に製造請負契約、物品売買契約及び役務請負契約等の契約に応じた資格要件細部については、調達会計部契約課審査班に問い合わせ下さい。
- 11 公募実施要領
 - (1) 契約希望者募集要項の公示
 - ア 時期
調達予定品目に基づき、契約希望者募集要項を契約年度の前年度の1月中旬から2月に公示します。但し、4月以降は、新規調達品が発生の都度、随時追加公示します。
 - イ 公示場所
北処の公告掲示板、ホームページ
URL: <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html>
 - (2) 公募契約希望申請書の提出
応募する者は契約希望者募集要項に基づき、公募契約希望申請書を受付期限内に調達会計部契約課審査班に提出して下さい。また技術的に必要な資格要件を審査するための技術資料の提出が必要な場合があります。
 - (3) 公募契約希望申請書の審査
提出された公募契約希望申請書に基づき審査します。また技術審査にあたり技術資料に対しての説明、追加資料の提出及び製造体制等の調査依頼を受けた場合、対応して頂くこととなります。
 - (4) 審査結果の通知
資格審査及び技術審査の結果、審査合格又は審査不合格の通知を行います。

第3章 公告及び競争入札等

- 12 公告(一般競争)
一般競争による場合、入札期日の前日から起算して少なくとも10日(緊急の場合は5日)前までに北処ホームページ、北処又は適当と思われる場所に次の事項を記載した公告を掲示します。
 - (1) 競争入札に付する事項
 - (2) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (3) 説明会及び入札を行なう場所及び日時

- (4) 入札（契約）保証金に関する事項
- (5) その他必要な事項

13 入札説明会

説明会とは、入札に付する品目、規格が特殊なもの又は契約に関し品名規格等書面のみでは誤解を生じやすい場合、将来にわたって誤解を生じないようにすることを目的として入札実施前に実施するものです。したがって、入札に参加する者は必ず説明会に出席して疑問点を解明し、見解を統一するよう心掛けてください。この説明を聞き漏らしたこと等による損害は全て契約を締結された方々の負担となります。

入札説明会は以上のような目的で実施しますので説明会に参加されない方は入札に参加することができませんので注意してください。

14 入札保証金

入札保証金は、入札見積金額の100分の5以上の額を入札開始までに納付してください。保証金は原則として現金としますが、現金以外の場合は事前に調整してください。落札した方が契約を結ばない場合は、納付された入札保証金は国庫に帰属します。

15 入札及び落札者の決定

(1) 公告又は通知により入札に参加される方（以下「入札者」という。）は入札担当職員の指示にしたがって入札書を提出してください。

(2) 入札者は、次の事項を厳守して所定の日時、場所において入札してください。

ア 一旦提出した入札書の取替、変更又は取消しはできません。

イ 入札保証金納付を指定した場合は、入札に先立って納付しないと入札に参加できません。

ウ 代理人が入札に参加する場合は、委任状を入札に先立って提出しなければなりません。

エ 入札日時に遅れたときは、原則として入札に参加することはできません。

(3) 次のいずれかに該当する入札は無効入札となるので、入札前に入札記載事項等をよく確認してください。

ア 有資格者でない者が入札を行なったとき

イ 入札書に記名押印がないとき、品名、数量、金額等が明瞭でないとき、又は入札金額が訂正されているとき

ウ 同一の入札について2通以上の入札書を提出したとき

エ 暴力団排除に関する誓約に虚偽があったとき又は誓約に反する事態が生じたとき

オ その他入札に関する条件に違反したとき

(4) 開札

開札は、入札後直ちに入札者の立会いのもとに行ないます。

(5) 落札者の決定

開札の結果、予定価格の制限内で最低（売払いの場合は最高）の入札金額の入札者を落札者とします。同価の入札者があったときは、直ちにくじにより落札者を決定します。この場合、入札者がくじを引かないときは入札に関係ない隊員が代わっ

てくじを引き落札者を決定します。落札者がいないときは、再度の入札を行い落札者を決定します。

(6) 入札が不調の場合

再度の入札を実施しても落札者がいないときは、再度公告入札、又は指名競争契約若しくは随意契約によることとなります。

(7) 落札者が契約を結ばない場合

落札者が契約を結ばない場合は、再度公告入札、又は指名競争契約若しくは低価（売払いの場合は最高の価格）の入札者から順次随意契約の相手方として商議等を実施することとなります。

(8) 契約を結ばない落札者の取扱い

契約を結ばない落札者については、納付した入札保証金は国庫に帰属します。また入札保証金を免除した場合は損害賠償を請求するほか、指名の制限、資格審査更新の制限を行なうことがあります。

16 指名競争

(1) 指名競争は、原則として「全省庁統一一般競争（指名競争）参加資格者名簿（物品製造等）」に登録された方々から指名し、「入札通知書」により入札をお願いすることとなります。

(2) 指名競争における入札手続等はすべて一般競争の場合と同じです。

17 随意契約

国の契約は、原則として一般競争によることとされていますが、公募の結果、要件を満たす者が1者の場合又は、契約金額が少額、その他の理由により随意契約をすることができます。

(1) 随意契約の事務手続等

ア 随意契約は見積書を提出していただき、これに基づき商議を行ないます。

イ 見積書の提出は、「見積依頼書」に示された提出期限までに提出してください。提出期限以降は無効となります。

ウ 競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付しても落札者がなく、随意契約とする場合も上記と同様です。

(2) 一社随意契約の協力依頼

調達品の特性等から特定の方と単独で契約を締結せざるを得ない一社随意契約の場合、特に次の点に留意して契約の早期から円滑な締結に積極的に協力して下さい。

ア 予定価格算定のため、契約担当者が原価資料等の提出を依頼した場合は、必ず指定期限までに原価資料等を提出して下さい。概算契約で契約履行後精算するために必要な根拠資料も同様です。

イ 原価等の調査に協力して下さい。特に高額契約又は契約回数の多い企業については、社内就業規定、原価計算規則等価格算定上必要とする資料の提出、提示をお願いし、価格等の調査をさせていただきます。

第4章 契約の締結等

18 契約締結

契約は原則として予定価格の範囲内において最低（売払いの場合は最高）の価格で入札（見積）された方と締結することになります。しかし、契約の確定時期は契約書を作成する場合と作成しない場合とで次のように異なります。

(1) 契約書を作成する場合

双方が契約書に記名押印したとき

(2) 契約書を作成しないとき

ア 入札の場合は、落札者が決定したと通知したとき

イ 見積合わせの場合は、契約相手方に契約担当官等が契約締結の通知をしたとき

19 契約書の作成

(1) 契約書を作成する場合の契約の確定時期は双方が記名押印したときですので、できる限り速やかに作成し、双方が記名押印できるようにしてください。

(2) 契約書の作成費用、例えば印紙税法による印紙税、契約書の作成等はすべて契約相手方の負担となります。

(3) 契約書は事務の繁雑化を避けて次の基準によって作成をお願いしております。

ア 契約1件の金額150万円を超えるもの

イ 前号以外で契約担当官等が必要と認めたもの

(4) 前項により契約書を作成しない場合でも、契約1件の金額が50万円を超えるものについては請書を作成してください。

(5) 契約書作成時、暴力団排除に関する特約条項（別紙第2）を、必ず契約書に付すこととなります。なお、契約書を作成しない場合には、入札書又は見積書の提出をもって当該特約条項の内容を承諾したものとします。

20 標準契約書

契約書は契約の内容によって必ずしも同一ではないですが、取り扱う契約のほぼすべてに適用しうる「標準契約書（請書）」を作成し事務の簡素化を図っていますので、特に契約内容が特殊なもの以外は標準契約書を使用していただきます。実際に契約書を取り交わす場合は、契約書の本文をその都度記載し契約書を作成することは煩雑となりますので、各標準契約書に対応する様式を定めておき、この様式を使用することによってそれぞれの標準契約書の効力を持たせることになっております。標準契約書は入札室に備え付けてあります。

第5章 契約の履行

21 契約履行

契約の相手方は、契約条項に基づいて誠実に契約を履行しなければなりません。

22 監督

契約の履行途中において履行の立会い等、契約相手方に対して指示等を行い、契約の目的が実現されるよう処理する行為を監督行為といい、これを実現するため契約担

当官等の補助者として監督官がおかれています。監督は原則として工事、製造その他請負契約について義務付けております。

23 検査

契約の相手方が契約を履行し契約物品を納入するときに品質、数量等を確認する行為を検査といい、これを実施するため監督官と同様、契約担当官等の補助者として検査官がおかれています。

24 検査及び納入

契約物品の納入時における検査は、通常納入等において実施しますが、その内容が工場等において品質検査等を行ったものを除き、品質、数量の確認です。納入に際し次の点に留意してください。

- (1) 納品書は明確に記入し納入の都度提出してください。
- (2) 納入に際しての検査に立ち会わなくても検査は行いますが、立会いしない場合においての検査の結果について異議を申し立てられても受理しませんので、後日紛争の生じないよう努めて立会いしてください。また、宅配便等利用の場合は（北海道補給処 部）宛を確実に明記してください。
- (3) 大物等多量に納入する場合は、事前に検査官と調整してください。

第6章 支払

25 代金の支払い

契約の相手方は、契約条項の定めるところに従って代金の支払いを請求するときは所定の請求書を調達会計部契約課に提出してください。また、支払いに関する調整等については調達会計部会計課と実施してください。

26 請求書の確認

調達会計部会計課では契約の相手方から請求があれば、速やかに支払いを行ないますので請求書は必ず次の事項を確認のうえ提出してください。

- (1) 使用印鑑が登録印鑑と相違していないか、また印影が不鮮明でないか
- (2) 品名、規格、数量、単価、金額等が契約書と相違ないか
- (3) 振り込み利用の際の預金口座番号等は記入されているか

第7章 苦情処理等

27 苦情の処理

契約の相手方は、契約の履行中または履行完了後において、当該契約に関し支障又は苦情があるときはその旨を書面等で調達会計部契約課に申し出てください。苦情の申し出に対しては実情を調査し、納得のゆく円満な解決を図りたいと考えております。なお、苦情等の申し出に対してじ後不利な取扱いをするようなことは全くありません。

28 汚職事故防止

汚職については、北処としては最も留意しているところでありますが、特に次の点を厳守して汚職事故のないよう協力してください。

- (1) 金品の贈答、貸借をしないこと
- (2) 飲食、その他の供用をしないこと
- (3) 物資の斡旋等をしないこと

もし、汚職事故が発生しますと双方とも刑法上の処分を受けるのは勿論ですが、じ後官公庁との契約は一切禁止されることとなりますので厳に注意してください。

29 秘密の保持

契約をしようとする場合にあっては、次の事項を承諾したうえで商議に応ずるようお願いいたします。なお、守られない場合には、契約の相手方としない場合があります。

- (1) 業務上知りえた事項を第三者に漏らし又は利用しないこと
- (2) 駐屯地の中には立入禁止場所があるので、納品等の際近づかないこと

30 不当介入を受けた場合における通報等の義務

契約の相手方自ら又は下請負者等が、排除対象者（別紙第1における契約の相手方として不適当な者）による不当介入を受けたことを認知した場合には、直ちに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うこと、並びに契約担当官等へ別紙第3「排除対象者による不当介入の概要」により報告することを義務とします。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約書が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

暴力団排除に関する特約条項

甲及び乙は、暴力団排除に関し、次の特約条項を定める。

(属性に基づく契約解除)

第1条 甲は、警視庁又は道府県警察本部の暴力団排除対策を主管とする課の長(以下「暴力団対策主管課長」という。)への照会、又は暴力団対策主管課長からの通知により、乙が次の各号の一に該当すると認められたときは、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 乙は、甲から求めがあった場合、乙の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。))。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表とする。)及び登記簿謄本の写しを提出するとともにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意するものとする。

(行為に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(暴力団排除に関する表明及び確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「排除対象者」という。)を下請負者等(下請負者(再下請負以降の全ての下請負者を含む。)、受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。))及び下請負者又は受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(下請負者等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に下請負者等が排除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負者等との契約を解除し、又は下請負者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負者等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負者等との契約を解除せず、若しくは下請負者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金(一部解除の場合は、解除部分に相当する代金)の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は自ら又は下請負者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

分任契約（支出負担行為）担当官
北海道補給処調達会計部長 殿

住 所
会 社 名
代表者名

印

排除対象者による不当介入の概要

貴官が発注した公共事業等において排除対象者による不当介入を受けたため、_____警察への通報を行なったことと併せて、下記のとおり報告いたします。

契 約 機 関 等 (部 課 等 名 まで 記 入)	北海道補給処調達会計部契約課
調達要求番号等	
品 名・数 量	
契 約 金 額	
不当介入に係る 行為者	住所 氏名
発生日時・場所	
不当介入の内容 ・被害の状況	
警察への通報、 捜査上必要な協 力についての対 応状況	
その他特記事項	